情報基礎　第8講　82223036　栗山淳

・著作権

知的財産権　知的な活動から生み出される創作物の経済的な価値を創作者の財産として保護される権利。

著作物を捜索した時点で自動的に権利が発生。

創作の時点から著作者の死後70年までの間、守られる。

著作物を利用するためには著作権者の許諾を得る必要がある。個人の私的利用や引用、公共施設での非営利的な使用などは許諾を取る必要はない。ただし、インターネットに公開するなどの使用は私的使用とは認められない。著作権者の利益を不当に害しない限り、許諾なく複製することが認められている。

デジタル化された著作物は劣化を伴わずに大量に複製できる。

・プライバシーと肖像権

プライバシーの侵害　他人の顔を写真を本人に無断で公開するなどがある。

肖像権・パブリシティ権　人が自分の肖像について有する権利。

・個人情報保護法

個人のプライバシー情報を守るための法律。

2005年に全面的に施行された。

個人情報の定義とは生存する特定の個人を識別することができる情報のことである。

・不正アクセス禁止法

不正アクセス行為や不正アクセス準備行為、不正アクセス助長行為を禁止する。

・ソーシャルメディアによる違法行為と法律

業務妨害などの迷惑行為

ヘイトスピーチ　　ヘイトスピーチ対策法

プライバシーへの配慮　他人の情報を許可なく勝手に投稿してはいけない

・電子商取引に関する法律

ネットオークションと古物営業法

電子消費者契約法　ワンクリック詐欺

チケットの不正転売

・コンピュータウイルスに関する罪

コンピュータウイルスの作成・提供

コンピュータウイルスの所持・保管

ＳＮＳによるウイルス拡散